

議第133号

平成25年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度滋賀県の工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業用水道事業費用		千円 912,500	千円 3,415	千円 909,085
	1 営業費用	805,489	3,415	802,074

（資本的支出）

第3条 資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（資本的収入額 218,100千円が補正後の資本的支出額に対して不足する額 386,561千円は、減債積立金 137,162千円、過年度分損益勘定留保資金 235,895千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額13,504千円で補填するものとする。）

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 605,800	千円 1,139	千円 604,661
	1 建設改良費	456,638	1,139	455,499

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 143,274	千円 4,554	千円 138,720

上記の議案を提出する。

平成25年6月11日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第133号  
平成25年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算（第1号）